

ID: 92

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	高根沢町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第6条第3項		
例規番号	昭和51年規則第8号		
【基準】			
第6条の規定による。 (受給資格者証の更新等)			
第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。			
2 町長は、前項の規定により申請した者が、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。			
3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第4号による再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日